

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について

平成31年3月
自治財政局交付税課

1 概要

山村振興法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合等を定める10省令について、適用期限の延長等を行う。

2 改正内容

○ 適用期限の延長（9省令）

平成31年3月31日に適用期限をむかえる以下の省令について、国税の特例措置等を踏まえて期限を延長。

- ・ 山村振興法、離島振興法、水特法、半島振興法、奄美振興法、過疎法、原発法、沖縄振興法及び地域未来投資促進法に基づく
9省令 : 2年延長

○ その他、租税特別措置法の改正に伴う条ずれへの対応

3 施行期日

平成31年4月1日